楫　三郎　片山　節男　加藤　昭司
加藤　弼　加藤　正之　門脇　忠男
金瀬　邦男　鎌田　武雄　上村　康隆
河井　高夫　川越　毅　川崎　勇
河野　祐治　河原　俊夫　川端　玄雄
川村　昌男　河村　龍三　川本　博仁
岸野　賢一　岸本　博行　北世　博
北村　朝男　北村　博正　桐原　尚三
工藤　英夫　久保　敏　久保　幸夫
熊切　策郎　藏本　貞男　桑野　敏郎
毛井　孝雄　小池國三郎　小池　茂樹
小池　雅喜　小堺重三郎　小島　哲男
小谷　秀高　児玉　成夫　小西　鐵夫
古波藏保林　小林　嘉光　小林　六郎
駒田　義光　小松　輝男　近藤　克弘
近藤　保　後出　俊治　五條　博雄
坂田　正利　作山　五郎　佐々木幸一
佐々木　廣　佐藤　彰　佐藤　清
佐藤　邦彦　佐藤　忠　佐藤　忠俊
佐藤　正保　澤田　寛旨　重野　義光
志戸本尚孝　柴田　光子　島木萬四郎
島田　文雄　清水　昭信　清水　一郎
清水　榮三　白川　武　新城　保
新藤修二郎　杉田浩二郎　杉野　勵
杉山　芳矣　鈴木　重久　鈴木　治樹
鈴木　實　須田　芳郎　鷲見　昭夫
鷲見　度保　住田　哲也　住谷　稔
関　幸弥　関口　賢司　千田　辰治
高鍬　敏之　高沢　克夫　高瀬　三郎
高田　庄平　高田　政男　高橋　要
高橋　喜一　高橋　長和　高橋　良弘
高本　隆之　高山　初介　瀧浪　久夫
武田　睦郎　田代　尚夫　田口　鎭夫
立野　芳男　田中　賢治　辰野　豊治
田中　元　田中　義雄　谷川　末宏
谷口　敏夫　谷口　壽一　谷口　登
谷口　三男　谷村　光雄　玉山　清
田村朝次郎　田村冨士雄　梅井　俊一
辻　喜一　辻　三男　辻道　和夫
辻本　正弘　土田　昭文　土屋　克二
常田　義昭　寺尾　秀一　寺田　好夫
東條　實　時信　憲義　所　良男
豐島　茂弥　冨永　邦春　鳥本　定
中尾　良和　中川　幹夫　中澤　三木
中澤　光雄　中島　利治　中島　富衛
中島　久喜　中塚　良紀　中妻　和善
中西　俊博　中根加賀雄
中野　伊平　中目　義壽　中林　茂男
永井　康隆　長束　光雄　鍋田見四二
難波已喜夫　西岡　寛　西谷　貞勝
西山　隆三　新田　昭二　沼田　昭夫
沼田　修眞　野口　五郎　野田　力
延下　稔　野村　和雄　萩原　健児
萩谷　準　萩原　貞夫　橋爪伊勢雄
橋本　雄二　服部　祐雄　服部瑠璃子
花田　紀夫　土生　順平　濱浦　隆之
濱田　昭治　林　貢　林田　博春
原　忠良　原口　昭　馬場　竹男
飛田　厚夫　平田　稔　平田　佳幸
平野喜一郎　平山　泰雄　廣瀬　惠
枇杷田　隆　福井　昭典　福井　弘
福岡　芳夫　福守　春幸　藤枝　成延
藤澤　馨　藤田　郁夫　二俣　顯一
松水　清美　古田　哲郎　古家　昌
星尾　保　星川　昭治　細石　坦男
堀内　光雄　堀内　良　堀部　實
前田　孝一　牧田　浩三　増澤　一郎
町田　紀彦　松浦　興勲　松田與三市郎
松藤　陽一　松村　俊夫　松本　節男
松本　忠　眞邊　昭　丸谷　昶
丸目　英俊　水木　實夫　水谷　充男
水野　正巳　溝口　祥三　三田地忠男
三橋　良一　南　東　宮内　徹
宮岡　利夫　宮城　安秀　宮崎悌次郎
宮嶋　光昭　宮原　和孝　宮本　久雄
宮本　義康　村井　昭夫　茂木　助藏
森川　和夫　森永　精義　八木橋弘峰
安井　亨　矢部　照夫　山口　関
山里　愈美　山崎　昭男　山田　三郎
山田　紀生　山田　芳郎　山中　昇
山村　泰彦　山本　孝行　山本　正吉
山本　實　山本　善夫　横田　昭
吉賀　昭博　吉川　知至　吉原　明文
米田　勉　渡邊　輝昭　和田　文夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
石岡　之伸　上田　清　加藤　文稔
金子　一男　川手　哲　柴田　崟吾
菅井　孝　椿　昭次　中川　長三
中西　聰子　中村　昭三　新岡　喜義
眞下　好市　遊佐　司朗
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

三月の栃木県における雪崩により、三月二十八日スペイン国国王陛下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し四月三日御答電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、セネガル国の独立記念日につき、四月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画書の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同法第19条第3項において準用する第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成29年4月5日

農林水産大臣　山本　有二

1　対馬海峡地区特定漁港漁場整備事業計画書の案

(1)　漁港漁場整備法第19条第3項において準用する第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画書の案

(2)　縦覧の期間　平成29年4月5日から平成29年4月25日まで

(3)　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部整備課

水産庁九州漁業調整事務所

長崎県水産部漁港漁場課

長崎県県北振興局商工水産部水産課

長崎県壱岐振興局農林水産部水産課

長崎県対馬振興局農林水産部水産課

2　大隅海峡地区特定漁港漁場整備事業計画書の案

(1)　漁港漁場整備法第19条第3項において準用する第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画書の案

(2)　縦覧の期間　平成29年4月5日から平成29年4月25日まで

(3)　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部整備課

水産庁九州漁業調整事務所

長崎県水産部漁港漁場課

長崎県県北振興局商工水産部水産課

長崎県壱岐振興局農林水産部水産課

長崎県対馬振興局農林水産部水産課

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定により特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画変更書の案

(1)　縦覧の期間　平成29年4月5日から平成29年4月25日まで

(2)　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部整備課

水産庁境港漁業調整事務所

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

島根県農林水産部漁港漁場整備課

島根県浜田水産事務所

島根県隠岐支庁水産局水産課

法　務

判決

被告人岩切勝志に対する窃盗，建造物侵入，傷害被告事件について，平成29年3月15日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２８年（あ）第４４２号

判　　決

岩切　勝志

上記の者に対する窃盗，建造物侵入，傷害被告事件について，平成28年３月２日大阪高等裁判所が言い渡した判決に対し，被告人から上告の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり判決する。